平成２２年（フ）第２９号
静岡市清水区石川22番地の２　サクセス石川Ａ－101
破産者　中森　敏公
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０号
静岡市清水区石川22番地の２　サクセス石川Ａ－101
破産者　中森かおる
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７２号
静岡市清水区楠新田443番地の１
破産者　佐田　重已
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７号
京都市西京区大原野東竹の里町４丁目２番地54棟401号
破産者　鳥山　喜夫
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
京都府亀岡市下矢田町４丁目22番３号
破産者　城台冨士治
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
神戸市長田区二葉町３丁目９番４号
破産者　津吉　敦子（旧姓江見）
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９３号
神戸市中央区小野柄通６丁目１番９－405号
破産者　小山　　順
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３号
北海道滝川市北滝の川376番地
破産者　川井　　豊
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
仙台市宮城野区蒲生字荻袋15番地の１
破産者　庄司　一重
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
山形県米沢市春日５丁目２番43号　県営春日アパート114号
破産者　降幡　吉明
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第８０号
福島県いわき市好間町大利字向山105番地の30
破産者　松崎　菊男
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２２５８号
住民票上の住所横浜市港北区新横浜３丁目21番地９　センチュリー新横浜いちょう通り805
破産者　牧野　吉行
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２５９号
住民票上の住所横浜市港北区新横浜３丁目21番地９　センチュリー新横浜いちょう通り805
破産者　牧野　優子
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６０１号
横浜市金沢区富岡東５丁目１番３－403号
破産者　池田　　隆
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６３号
神奈川県三浦市栄町15番15号
破産者　小又　清海
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４２号
静岡県静岡市清水区由比今宿26番地
破産者　鈴木　一夫
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３８０号
静岡県浜松市西区湖東町1487番地の12、前住所静岡県浜松市中区幸２丁目52番15号　ビレッジ幸101
破産者　髙坂　一成
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５６３号
京都市上京区今出川通烏丸西入今出川町319番地
破産者　石川　源一
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
兵庫県小野市葉多町850番地の２
破産者　井上　春美
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部